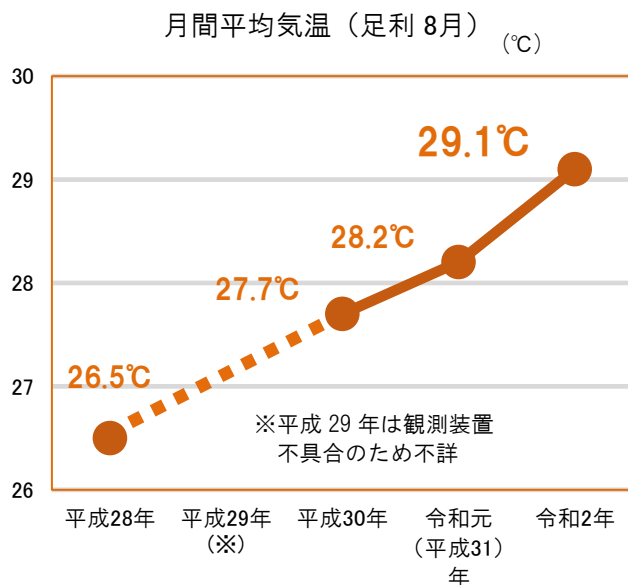


報道関係者 各位

担 当	令和3年7月6日
	足利労働基準監督署
	監督課長 浅田 大輝
	安全衛生課長 増渕 孝志 電話 0284-41-1188

## 足利での熱中症発症のリスクが高まっています！ ～ 熱中症予防に向けた周知・啓発の強化 ～

職場での熱中症につきましては、状況によっては死亡にも至る重篤な被害が生じているところですが（別紙のグラフ参照）、足利市発表のデータによりますと、足利における毎年8月の月間平均気温は令和2年までの直近5年間で2.6度も上昇しており（下のグラフ参照）、年々高温となる傾向があります。



また、気象庁発表の3か月予報では、東日本における本年8月の気温は「（平年より）高い」確率が「平年並」とともに40%で、「（平年より）低い」の20%より高率となっており、これらのデータからしますと、ここ足利の地においては熱中症発生のリスクが高まっていると推測されます。

このような状況を踏まえ、足利労働基準監督署（署長 菅又 正太郎）におきましては、事業者における熱中症予防対策の実施促進に向け、以下の取組で周知・啓発を強化します。

（「統計あしかが2020年（令和2年）版」から引用）

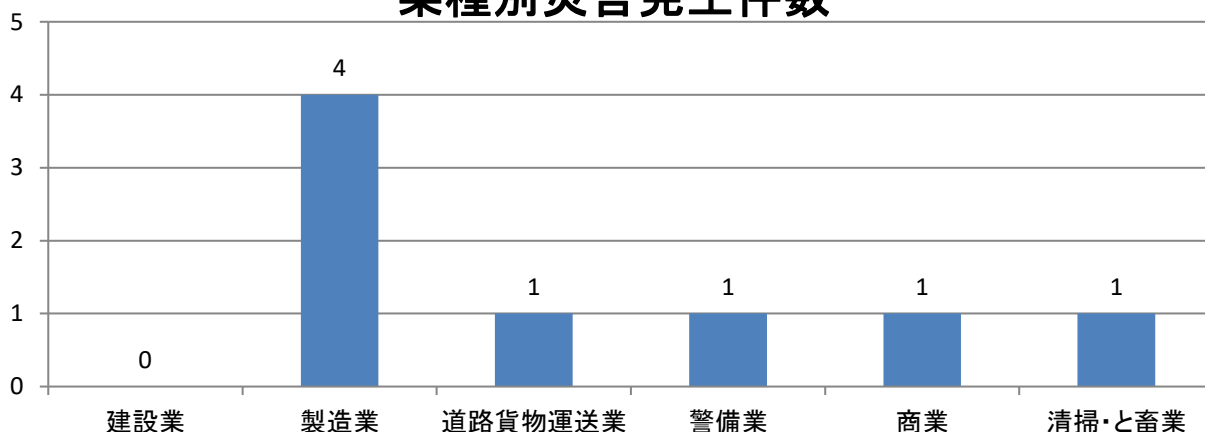
### ➤ 取組の内容

- ① 当署オリジナルリーフレットの作成（別添1参照）
- ② 各関係機関への上記①等の熱中症予防リーフレットの配布依頼（別添2参照）
- ③ 栃木労働局ホームページ内「足利労働基準監督署」サイトへの掲載  
（[https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase/ashikaga.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/ashikaga.html)）
- ④ 当署における事業者に対するあらゆる指導時での、上記①等の熱中症予防リーフレットを使用しての啓発

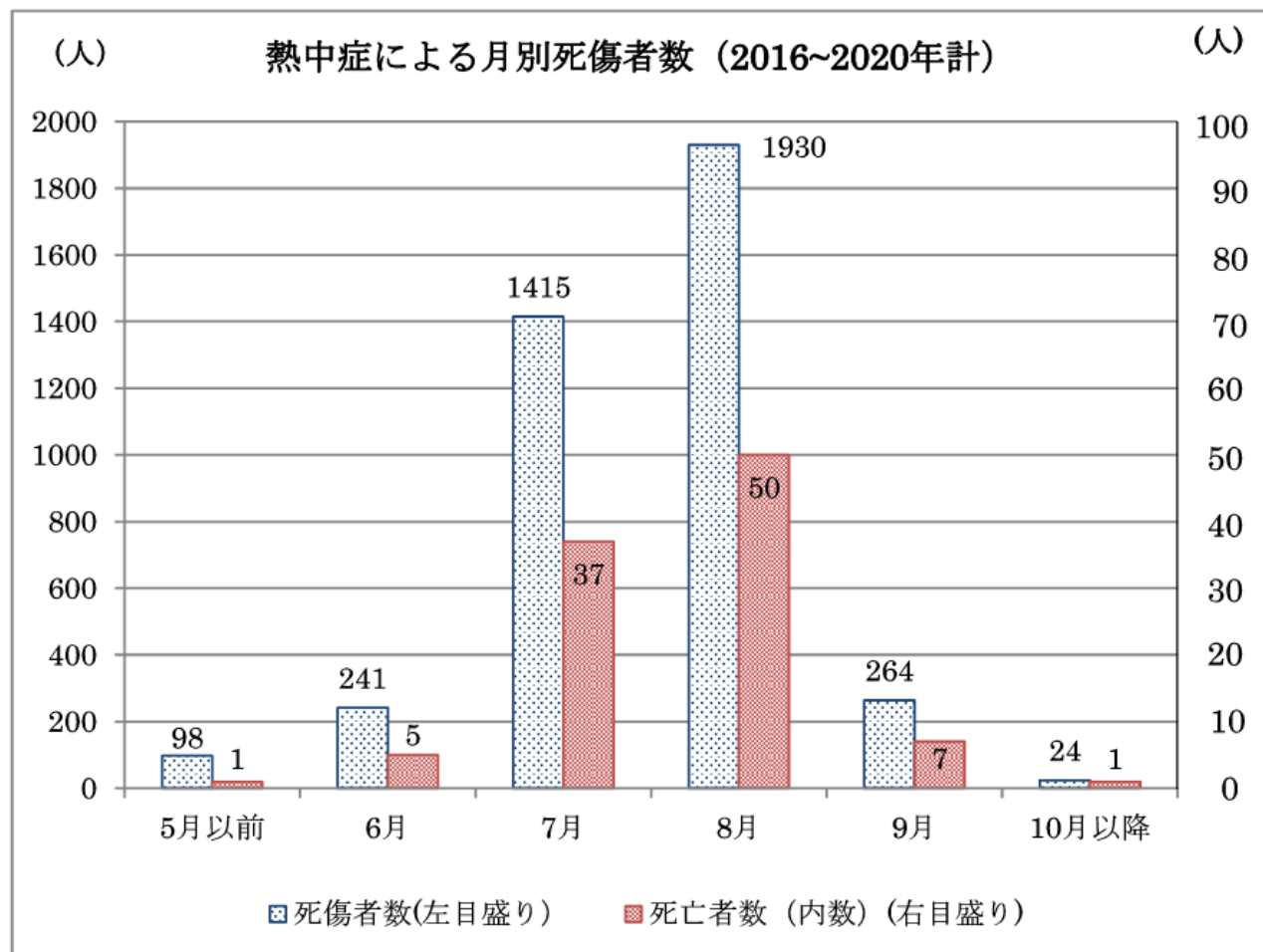
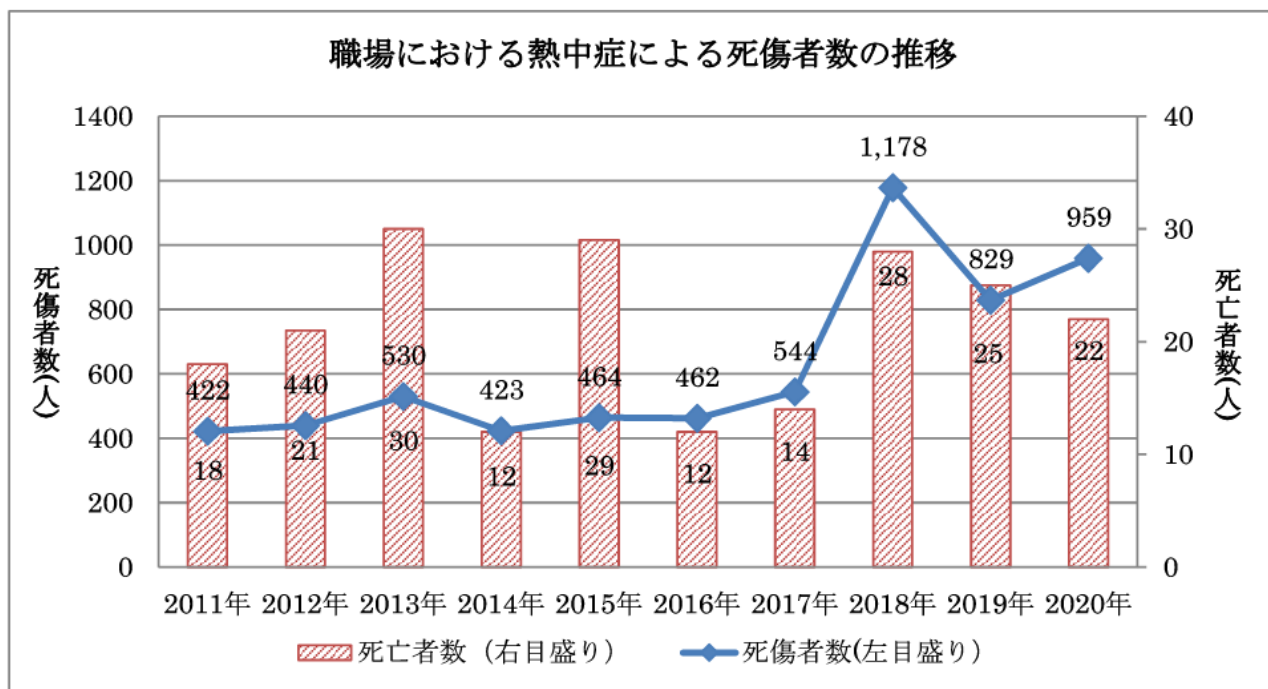
○ 令和2年栃木県内における熱中症労働災害発生状況（栃木労働局）

番号	発生月	事故の型	業種	災害の概要
	時間帯	起因物	事業場規模	
1	6月	高温・低温の物との接触	清掃・と畜業	高温多湿な屋外で、浄化槽点検作業（マンホール開閉、機器類点検等）中、頭痛、手足の痺れや痛みが起こったもの。
	10時～11時	高温・低温環境	10人～29人	
2	8月	高温・低温の物との接触	道路貨物運送業	自社事業場内で、荷物の仕分け作業を行っていたところ、暑さのため気持ち悪くなり、控え室にて身体を横にして休んだが、症状が良くなり、足に痺れを感じたもの。
	21時～22時	高温・低温環境	100人～299人	
3	8月	高温・低温の物との接触	警備業	交通誘導の勤務中に気持ちが悪くなり座って休んでいたところ、嘔吐したもの。
	10時～11時	高温・低温環境	100人～299人	
4	8月	高温・低温の物との接触	製造業	工場内で、ボードパネルをサイズ別にパレットへ台車に載せて振分け作業をしている際に、手に痺れが出たもの。
	0時～1時	高温・低温環境	50人～99人	
5	8月	高温・低温の物との接触	商業	店外販売のため、炎天下の中、販売場所に荷物の搬入を行っていたところ、急な頭痛と吐き気が起き、嘔吐した後、気絶したもの。
	11時～12時	高温・低温環境	21人～30人	
6	8月	高温・低温の物との接触	製造業	工場内の外気温と変わらない場所で、包装資材の整理をしている際に、頭痛、吐き気及び倦怠感が生じたもの。
	18時～19時	高温・低温環境	21人～30人	
7	9月	高温・低温の物との接触	製造業	気温約30℃、湿度約80%の工場内で、午前の作業が終わり、休憩所の椅子に腰かけていたところ、気分が悪くなり、意識朦朧となったもの。
	12時～13時	高温・低温環境	1人～9人	
8	9月	高温・低温の物との接触	製造業	気温40.8℃、WBGT値32℃の作業場内で、製品を運搬してきたフォークリフトを誘導中、視界がぼやけ眩暈がしたため、工場内の診療所へ行ったところ、指がつつてきたもの。
	14時～15時	高温・低温環境	100人～299人	

業種別災害発生件数



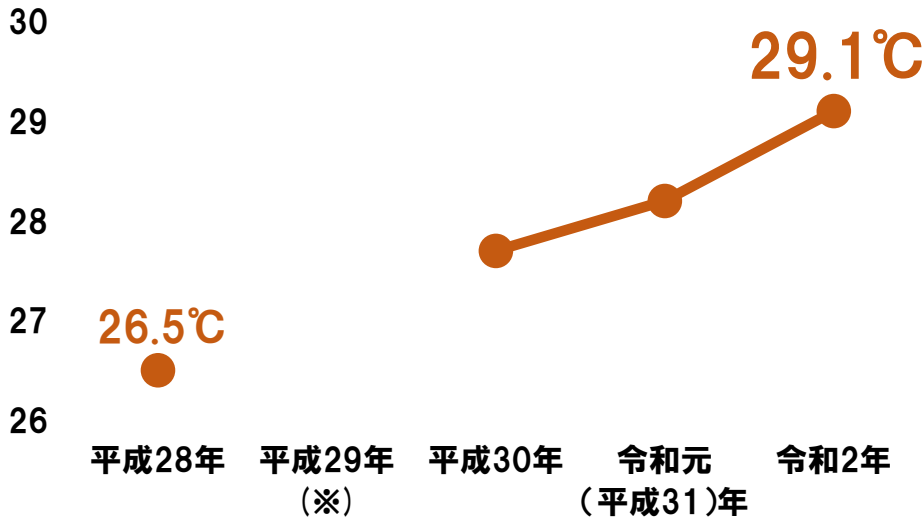
● 全国における状況



# 熱中症に注意!!

## 真夏の足利は 毎年気温が上昇しています

8月の月間平均気温(足利)



※ 平成29年は観測装置不具合のため不詳  
「統計あしかが2020年(令和2年)版」から引用

## 直近5年間で2.6°Cも上昇! 熱中症発症のリスクが高まっています

WBGT値(※)の把握など、「熱中症予防のための7つのルール」  
(裏面を参照)を踏まえた積極的な取組により熱中症を予防しましょう

※ WBGT値(暑さ指数)とは

人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい

①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つの要素を取り入れた指標です

職場における熱中症予防に関するポータルサイト





「職場における熱中症予防情報」はこちら →



# 熱中症予防のための7つのルール

1	<b>暑さに備えた事前の準備</b>	暑さに備えて、事前の「WBGT指数計」の準備やWBGT値に応じた作業計画の策定、冷房設備やミストシャワーなどの設備対策、休憩場所の確保をすること
2	<b>熱への順化期間の設定</b>	体を慣らすための熱への順化期間を設けること
3	<b>WBGT値の把握</b>	作業当日のWBGT値を把握すること
4	<b>服装などの検討</b>	通気性の良い服を着用すること
5	<b>水分・塩分の一斉補給</b>	のどの渇きにかかわらず、一斉に（始業前・休憩時間）、水分・塩分を補給すること
6	<b>作業時間の短縮 ・こまめな休憩</b>	暑さに慣れていないときやWBGT値が高いときは、こまめに休憩を取ること
7	<b>緊急事態時の病院搬送</b>	異変が生じたときは、個人任せや一人にしないで（特に7月）ためらわずに病院へ運ぶこと

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記);手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け);腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品);フライス盤(小さい部品);コイル巻き;小さい電機子巻き;小さい力で駆動する機械;2.5km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	 継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土];腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両);腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫);軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする;2.5km/h~5.5km/hでの平たんな場所での歩き;鍛造	28	26
3 高代謝率	 強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬;ショベル作業;ハンマー作業;のこぎり作業;硬い木へのかなな掛け又はのみ作業;草刈り;掘る;5.5km/h~7km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする;鋳物を削る;コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	 最大速度の速さでのとても激しい活動;おの(斧)を振るう;激しくシャベルを使ったり掘ったりする;階段を昇る;平たんな場所で走る;7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格JIS Z 8504(熱環境の人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

足利基署発 0623 第 1 号  
令和 3 年 6 月 23 日

関係機関（団体）の長 あて

足利労働基準監督署長

熱中症の予防に向けた対応について（要請）

貴職におかれましては、日頃より、労働基準行政の推進並びに労働災害防止の推進につきまして格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国における職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の業務上疾病者の数は、平成 29 年までは毎年 500 人前後の人数で推移していましたが、平成 30 年以降の直近 3 年間につきましてはこの人数から倍増し、特に平成 30 年は 1,178 人と、過去 10 年間で最多の人数となっています。また、死亡者数につきましては、平均では当該死傷者数の 2～3% ですが多い年では 6% 程度にも上り、状況によっては重篤な被害が生じております。

近年における夏季の気温は、地球温暖化の影響により上昇傾向にあります。足利市が発表している「統計あしかが 2020 年（令和 2 年）版」記載のデータによりますと、足利における毎年 8 月の月間平均気温は令和 2 年までの直近 5 年間で 2.6 度も上昇しており、年々高温となる傾向が明確かつ顕著であります。また、気象庁発表の 3 か月予報では、東日本における本年 8 月の気温は「(平年より) 高い」の確率が 40% で、「(平年より) 低い」「平年並」のそれぞれ 30% より高率となっており、これらのデータから、ここ足利の地においては熱中症発生のリスクが高まっていると推測されます。

このような現下の状況を踏まえ、当署におきましては、管内の事業者の皆様における熱中症予防に対する意識の喚起に向け、当署独自のリーフレット「熱中症に注意！真夏の足利は毎年気温が上昇しています」を作成いたしました。

つきましては、上記リーフレットをはじめとした熱中症予防関係のリーフレット等をお送りさせていただきますので、あらゆる機会を通じて、同リーフレット等の配布や貴機関事務所等への配架について特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※リーフレット「熱中症に注意！真夏の足利は毎年気温が上昇しています」は、当署の HP に掲載していますので、御活用願います。

HP → 『足利労働基準監督署からのお知らせ』 で検索して下さい。

足利基署発 0630 第 1 号  
令和 3 年 6 月 30 日

関係機関（団体）の長 あて

足利労働基準監督署長

熱中症の予防に向けた対応について（要請）

貴職におかれましては、日頃より、労働基準行政の推進並びに労働災害防止の推進につきまして格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国における職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の業務上疾病者の数は、平成 29 年までは毎年 500 人前後の人数で推移していましたが、平成 30 年以降の直近 3 年間につきましてはこの人数から倍増し、特に平成 30 年は 1,178 人と、過去 10 年間で最多の人数となっています。また、死亡者数につきましては、平均では当該死傷者数の 2～3% ですが多い年では 6% 程度にも上り、状況によっては重篤な被害が生じております。

近年における夏季の気温は、地球温暖化の影響により上昇傾向にあります。足利市が発表している「統計あしかが 2020 年（令和 2 年）版」記載のデータによりますと、足利における毎年 8 月の月間平均気温は令和 2 年までの直近 5 年間で 2.6 度も上昇しており、年々高温となる傾向が明確かつ顕著であります。また、気象庁発表の 3 か月予報では、東日本における本年 8 月の気温は「（平年より）高い」の確率が「平年並」とともに 40% で、「（平年より）低い」の 20% より高率となっており、これらのデータから、ここ足利の地においては熱中症発生のリスクが高まっていると推測されます。

このような現下の状況を踏まえ、当署におきましては、管内の事業者の皆様における熱中症予防に対する意識の喚起に向け、当署独自のリーフレット「熱中症に注意！真夏の足利は毎年気温が上昇しています」を作成いたしました。

つきましては、上記リーフレットをはじめとした熱中症予防関係のリーフレット等をお送りさせていただきますので、あらゆる機会を通じて、同リーフレット等の配布や貴機関事務所等への配架について特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※リーフレット「熱中症に注意！真夏の足利は毎年気温が上昇しています」は、当署の HP に掲載していますので、御活用願います。

HP → 『足利労働基準監督署からのお知らせ』 で検索して下さい。